川島病院　訪問看護　運営規程

（事業の目的）

第１条

医療法人和光会川島病院が開設する訪問看護（みなし）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態又は要支援状態であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第２条

１　指定訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、看護職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名　称　　医療法人和光会　川島病院　訪問看護事業所

②　所在地　　名古屋市守山区白山３丁目５０１番地

（従業者の職種及び職務内容）

第４条　事業を担当する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職員　　看護師　常時　　１名　以上

看護職員は、事業の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

①　営　業　日　　月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

②　営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分とする。

③　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

①病状・障害、全身状態の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等の日常生活の世話

④褥瘡の予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症患者の看護

⑧療養生活は介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩在宅療養を継続するための必要な援助相談

⑪その他医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用の額）

第７条

１　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道１キロメートル当たり１０円を徴収する。

３　死後の処置料は、５，５００円（税込）

４　全各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、名古屋市守山区とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条

１　看護職員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医へ連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに所属長及び主治医に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

④ 上記①～③までを適切に実施するための担当者を置く。

（身体的拘束等の適正化）

第１２条　事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

2　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条

1　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修　　採用後３か月以内

②継続研修　　年１回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人和光会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

2024 年 6 月 1 日　改訂　身体的拘束等の適正化を追加